

造船・船用工業分野特定技能協議会規約及び造船・船用工業分野に係る 特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領の見直しについて

造船・船用工業分野の特定技能外国人在留者数は3ヶ月に1回法務省から国土交通省に提供されることとなっている¹が、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするための措置の検討や人手不足状況の変化を把握し、適切に対応するため、以下のとおり、造船・船用工業分野特定技能協議会規約（以下「協議会規約」という。）及び造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）の見直しを行うこととしたい。

1. 造船・船用工業分野における特定技能外国人に係る情報の適切な入手

造船・船用工業分野における特定技能外国人に係る情報を随時入手し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労していないか等の把握するため、特定技能外国人を受入れた造船・船用工業分野における特定技能所属機関に対し、毎月末時点の特定技能外国人の受入れに係る業務区分や国籍等の情報について、翌月15日までに報告を求めることとしたい。

2. 特定技能外国人の引き抜きの抑制等の遵守事項の追加

現行の協議会規約及び事務取扱要領においては、特定技能外国人の受入れに関して他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きや協議会による大都市圏での受入れの自粛要請に従わない等の不適切な特定技能所属機関について、協議会の退会等の措置を行うこととされていないため、協議会の構成員として必要な遵守事項を定め、これらに従わない者については、協議会の決議を踏まえ、必要に応じて退会させることとしたい[※]。

※ 特定技能所属機関及び登録支援機関については、協議会の構成員でなくなった場合は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（国土交通省告示第359号）に規定する基準を満たさなくなり、特定技能外国人の受入れができなくなる旨留意。

3. 実施時期

上記1.、2. について、令和元年11月30日からの施行とする。（11月末時点の受入れ状況については、12月15日までに報告を求める。）

¹ 「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日）